

和寒町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 和寒町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 30 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 30 年度 ~ 平成 39 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成元年度 (28年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用
処理区域内人口密度	20.85人/ha (H28末)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	本町の下水道事業は、特定環境保全公共下水道事業として1処理区である。		
処 理 場 数	本町の処理場数は、特定環境保全公共下水道事業の処理場が1箇所となっている。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	最適化は、本町の汚水処理については北海道が策定した都道府県汚水処理構想「全道みな下水道構想Ⅲ」に則った整備を実施しているため、現時点において最適化を図ったものとなっている。 広域化、共同化については実施されていない。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	本町の下水道使用料は、平成19年度に改訂を行い、以下の料金体系となっている。				
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	(消費税込)				
	種別	基本料金(1か月につき)		超過料金 (1m ³ につき)	
		基本水量	料金		
	一般用	8m ³ まで	1,170円	145円	
そ の 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	団体用	15m ³ まで	2,200円	145円	
	営業用	15m ³ まで	2,200円	145円	
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成26年度	2,910 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成26年度	3,188 円
	平成27年度	2,910 円		平成27年度	3,177 円
	平成28年度	2,910 円		平成28年度	3,188 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1人(損益勘定部門:その他(総務・管理))
事業運営組織	本町の下水道事業(特定環境保全公共下水道)は、事業当初から建設課で所管されている。 建設課では、上下水道事業(特定環境保全公共下水道)を所管する上下水道系のほか、管理係、技術係、道路維持係等があり、下水道事業(特定環境保全公共下水道)の維持管理・運営については、上下水道係は元より、建設課内の他の係と連携して効率的な管理を実施している。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	本町では事業規模が小さく新たな整備を有していないため、包括的民間委託を行う内容の業務は現段階では無い。 処理場の日常運転管理や管路等の定期清掃や下水道管の詰まりなどの緊急時対応の際には、その都度民間委託により対応を図っている。
	イ 指定管理者制度	下水道事業は、住民生活に直結する事業であり、指定管理者制度を利用した民間の管理・運営にはなじまないものと考えて、本町では検討していない。
	ウ PPP・PFI	本町では、大規模な新規整備や改築更新事業は無く、PPP・PFIに該当するような事業は現段階では無い。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	本町の下水道事業は、小規模であり処理水量や汚泥量が少ないため、本町単独でのエネルギー利用は採算が取れる技術は現段階ではない。 また、下水熱については、下水道管路施設からの下水熱利用が考えられるが、本町に布設された下水道管の管径は小さいため、現在の技術では下水熱利用は困難であるため未実施となっている。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	本町の下水道事業は、小規模であるため未利用土地・施設の活用等は見込まれない。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

<p>本町の特定環境保全公共下水道事業については、①収益的収支比率でわかるように単年度収支は赤字となっている。平成24年度から老朽化した施設の更新事業が開始されており、今後より一層経営改善を図っていく必要がある。</p> <p>④企業債残高対事業規模比率では、平成24年度から施設の更新事業が開始されているが、事業開始当初に借入した高額、高率な償還がつぎつぎと終了年度を迎えて起債残高については下降傾向にある。償還については、料金収入不足により一般会計からの繰入に頼っている状況である。</p> <p>⑤経費回収率については、本町は数年料金改定を実施していないこともあり低い値となっている。今後料金改定について検討していく必要がある。</p> <p>⑥汚水処理原価については、本町の有収率が68.34%となっていることもあり、汚水処理原価が高い状況となっている。今後管渠調査等を実施し、有収率の向上に努めて行く必要がある。</p> <p>⑦施設利用率については、年々微減の状況となっているが、⑧水洗化率については、5カ年の値をみても高い数値となっている。これは、人口減によるものが原因と考えられる。</p>

経営比較分析表 (平成28年度決算)

北海道 和歌町

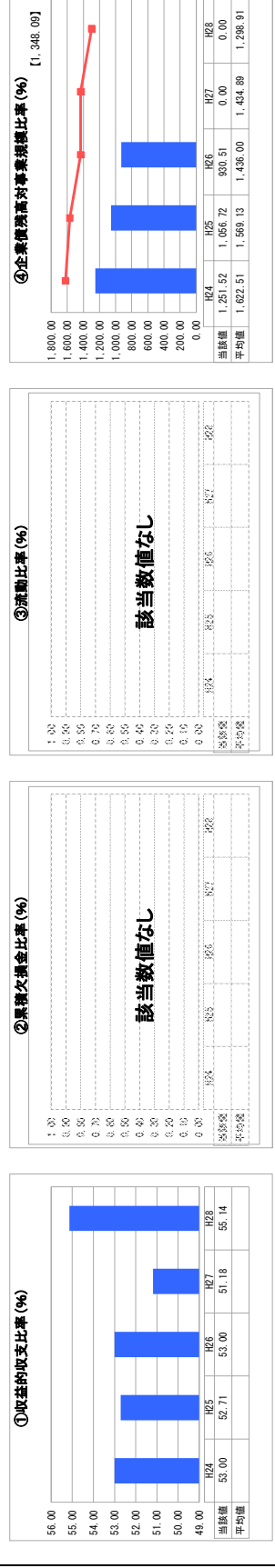
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置	3,542	225.11	15.73
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m ³ 当たり管理料金 (円)	処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
-	該当数値なし	71.74	68.34	2,910	2,523	1.21	2,085.12

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 平成28年度全国平均

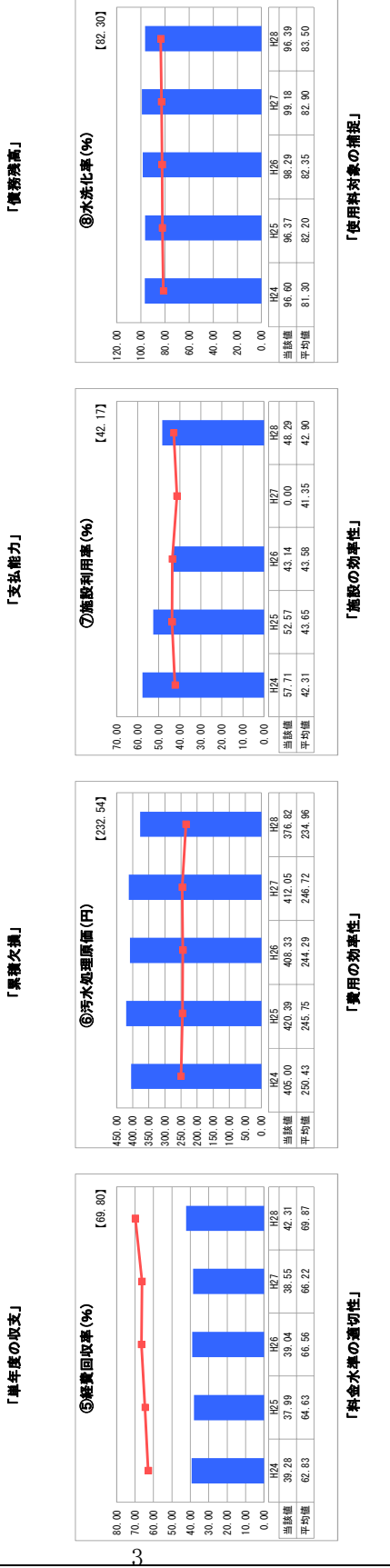
1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

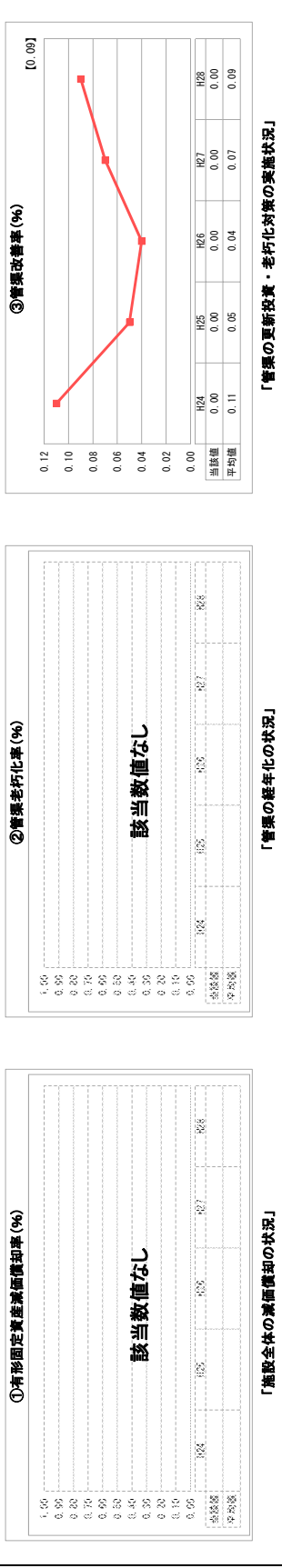
本町の特定環境保全公共下水道事業については、表①でわかるように、近年年度は赤字となつては、平成24年度から孝折した結果、更新事業が開始されておき、今後より一層経営改善を図っていく必要がある。企業債残高対事業規模比率では、平成24年度から施設の更新事業が開始されているが、事業開始年度を迎えて起債残高については下階傾向にある。償還については、料金収入不足により一般会計からの繰入に頼っている状況である。表⑤の経費回収率については、本町は近年料金改定を実施していないこともあり低い値となっている。今後料金改定について検討していく必要がある。表⑥汚水処理原価については、本町の有収率が68.34%となつては、同程度の有収率がある。高い状況の向上に努めていく必要がある。表⑦⑧では、施設利用率、水洗化率の値をみてもらい、水洗化率については、近年の値をみてもらい、年々稼働の状況と考えられる。これは、人口減少によるものが原因と考えられる。



2. 老朽化の状況について

⑤経費回収率については、近年の値をみてもらい、年々稼働の状況と考えられる。これは、人口減少によるものが原因と考えられる。

2. 老朽化の状況



全体総括

施設については、平成24年度から改修事業を開始している。料金については、消費税増税などもあり、改定について本格的に検討していかなくてはならない状況となっている。有収率の向上については、これまでも営業調査等を実施してきているが、今後も継続して有収率の向上に努めていきたい。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成24年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び営業改善率については、平成26年度の実績を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

経営の基本方針は、地方公営企業法や第5次和寒町総合計画等を踏まえて、以下のとおり設定する。

- ・効率的な整備及び改築更新を実施するための、将来の事業量を設定する。
- ・維持管理実績や民間活用等を踏まえた効率的な維持管理費を設定する。
- ・経費負担を明確化し、独立採算制を目指した経営とする。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙の通り

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

①設計委託

下水道事業(特定環境保全公共下水道)を実施していくためには、定期的な事業計画の変更に合わせて、改築更新事業を実施するためのストックマネジメント計画の策定及び工事を行うための実施設計等が必要となるため、適切な時期に設計委託を見込むものとする。

②管路施設

本町の管路施設の整備は、平成27年度末の整備面積が約121ha、整備延長が約24kmとなっており、全体計画(事業計画)面積の132haに対し、整備率が約91.7%となっている。

概ね整備が完了しており、計画期間中に汚水管路施設の新規整備は、発生しないものとする。また、供用開始後29年であり、管路施設の標準耐用年数50年にはまだ期間を要するものと考え、改築更新事業も発生しないものとする。

③処理場施設

処理場施設については、ストックマネジメント計画を策定し、短期改築計画として平成30～34年度までの計画を策定し、改築事業の実施を予定している。平成35年度以降は、平成30～34年度の平均値を改築事業費として見込むものとした。

② 収支計画のうち財源についての説明

①下水道使用料

下水道事業では、汚水処理に係る経費は公費負担分を除いて使用料収入で賄うこと(経費回収率100%)とする独立採算性が原則となっている。

本町の下水道使用料は、平成28年4月に現在の使用料体系に改定されている。

将来は、社会経済情勢の変化と、下水道経営の見直しを踏まえつつ、定期的な使用料の見直しを行う予定とするが、改定の実施時期については不明確であるため、本計画では現行の使用料体系を基に収支計画を作成している。

②国庫補助金

国庫補助金については、将来の下水道事業に対する国の政策の動向が不明なため、将来についても現在と同様の支援が継続するものと考え、現在の社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき、将来の建設改良費に対する交付額を計上する。

③起債(地方債)

地方債については、地方財政法第5条の3第11項に定められた地方債同意等基準に基づき、将来の建設改良費等に対して必要となる額を計上する。

④一般会計繰入金

一般会計繰入金については、総務省から示される「地方公営企業繰入金について」の通知を基に、基準内繰入金の対象となる経費を計上します。なお、経費の算出にあたっては、平成28年度の通知に示されている率や基準額を用いている。

基準外繰入金は、収支を均衡するために必要な額を計上している。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

①維持管理費

本町の下水道事業は、概ね概成していることから、近年の実績と同程度の維持管理費を将来に渡って見込んだ。

②起債償還費

起債償還費については、借入れ済の起債償還費と、新規の建設改良費に充当した起債の償還費を見込んだ。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	
					平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	
収益的収入	1 総収入	63,381	65,343	84,046	68,508	63,136	55,678	54,179	51,699	51,078	50,253	48,012	48,009	45,193	
	(1) 営業収入	31,825	31,646	31,867	31,594	31,295	30,970	30,762	30,488	30,228	29,955	29,708	29,448	29,188	
	ア 料収入	31,825	31,646	31,867	31,594	31,295	30,970	30,762	30,488	30,228	29,955	29,708	29,448	29,188	
	イ 受託工事収入														
	ウ その他														
	(2) 営業外収入	31,556	33,697	52,179	36,914	31,841	24,708	23,417	21,211	20,850	20,298	18,304	18,561	16,005	
	ア 他会計繰入金	31,552	33,681	52,163	36,898	31,825	24,692	23,401	21,195	20,834	20,282	18,288	18,545	15,989	
	イ その他	4	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	
	2 総費用	60,044	56,459	58,484	56,440	54,447	54,716	54,789	55,740	55,740	56,508	57,494	58,542	59,626	60,812
	(1) 営業費用	47,111	46,359	49,702	49,834	49,968	50,104	50,244	50,386	50,386	50,530	50,678	50,828	50,982	51,138
ア 職員給与	6,477	6,645	6,645	6,645	6,645	6,645	6,645	6,645	6,645	6,645	6,645	6,645	6,645	6,645	
イ その他	40,634	39,714	43,057	43,189	43,323	43,459	43,599	43,741	43,885	44,033	44,183	44,337	44,493	44,493	
(2) 営業外費用	12,933	10,100	8,782	6,806	4,479	4,612	4,545	5,354	5,354	5,978	6,816	7,714	8,644	9,674	
ア 支払利息	12,933	10,100	8,782	6,806	4,479	4,612	4,545	5,354	5,354	5,978	6,816	7,714	8,644	9,674	
イ その他															
3 収支差引	(A)-(D)	3,337	8,884	25,562	12,069	8,690	961	△ 610	△ 4,042	△ 5,430	△ 7,241	△ 10,530	△ 11,617	△ 15,619	
資本的収入	1 資本的収入	124,417	250,781	127,144	68,061	214,418	118,644	186,919	145,529	154,176	154,229	159,297	163,882	159,594	
	(1) 地方債	24,759	82,341	31,500	5,000	77,000	34,100	68,700	47,400	54,000	54,000	54,000	59,000	54,000	
	(2) 他会計補助金	63,807	62,235	52,856	53,773	39,030	35,656	31,931	33,541	29,888	29,941	32,009	29,594	31,806	
	(3) 他会計借入金														
	(4) 固定資産売却代金														
	(5) 国(都道府県)補助金	31,644	101,899	38,500	5,000	94,100	44,600	82,000	60,300	66,000	66,000	69,000	71,000	69,500	
	(6) 工事負担金	22	18												
	(7) その他	4,185	4,288	4,288	4,288	4,288	4,288	4,288	4,288	4,288	4,288	4,288	4,288	4,288	
	2 資本的支出	124,351	250,717	152,705	80,129	223,108	119,604	186,309	141,487	148,745	148,745	146,987	148,766	152,265	143,974
	(1) 建設改良費	60,544	188,682	70,000	10,000	171,200	81,800	150,800	111,300	120,000	120,000	120,000	126,000	130,000	127,000
(2) 地方債償還金	63,807	62,035	82,705	70,129	51,908	37,804	35,509	30,187	28,745	26,987	22,766	22,265	16,974		
(3) 他会計長期借入金返還金															
(4) 他会計への繰出金															
(5) その他															
3 収支差引	(F)-(G)	66	64	△ 25,561	△ 12,068	△ 8,689	△ 961	610	4,042	5,431	7,242	10,531	11,617	15,620	

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
収支再差引	(E)+(I)	3,403	8,948	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1
積立金	(K)	66	64												
前年度からの繰越金	(L)	300	316												
前年度繰上充用金	(M)														
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	3,637	9,200	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	300	316												
実質収支	(P)	3,337	8,884	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1
(N)-(O)	(Q)														
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$														
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	51	55		60	54	59	60	60	60	60	59	59	59	58
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)														
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(G)	31,825	31,646		31,867	31,594	31,295	30,970	30,762	30,488	30,228	29,955	29,708	29,448	29,188
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$														
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)														
健全化法施行令第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)														
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)														
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$														
他会計借入金残高	(W)														
地方債残高	(X)														
他会計繰入金		322,367	271,162		206,033	231,126	227,421	260,613	277,825	303,080	330,094	361,328	398,063	435,089	

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
収益的収支分		31,552	33,681	33,681	52,163	36,898	31,825	24,692	23,401	21,195	20,834	20,282	18,288	18,545	15,989
うち基準内繰入金		31,552	33,681	33,681	52,163	36,898	31,825	24,692	23,401	21,195	20,834	20,282	18,288	18,545	15,989
うち基準外繰入金															
資本的収支分		63,807	62,235	62,235	52,856	53,773	39,030	35,656	31,931	33,541	29,888	29,941	32,009	29,594	31,806
うち基準内繰入金		9,743	10,009	10,009	9,563	7,405	3,545	1,347	1,087	222					
うち基準外繰入金		54,064	52,226	52,226	43,293	46,368	35,485	34,309	30,844	33,319	29,888	29,941	32,009	29,594	31,806
合計		95,359	95,916	95,916	105,019	90,671	70,856	60,347	55,332	54,736	50,722	50,223	50,297	48,139	47,795

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化については近隣市町村との連携が必要であるため、必要に応じて検討を実施する。最適化については、北海道が策定した都道府県汚水処理構想の「全道みな下水道構想Ⅲ」に準じた整備を行っており、見直し等が有った場合には速やかに対応する。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画の策定を行い、リスクとサービスレベルを考慮した投資計画を検討し、投資の平準化を図るものとする。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	事業の規模や今後の事業量等を考慮すると、本町単独での民間活力の活用については困難であるため、近隣市町村との共同化の検討と併せて検討を行うものとする。
その他の取組	本町の下水道事業の整備は、概ね完了しており、今後は改築更新が発生する見込みであり、ストックマネジメント/アセットマネジメント計画等を踏まえて、適切に改築更新を行うものとする。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	本町では、定期的な下水道使用料の検討を行っており、必要に応じて改定を実施しているため、これまでどおりの対応を行うものとする。
資産活用による収入増加の取組について	本町の特定期環境保全公共下水道事業では、活用可能な資産を有していないため、将来においても資産活用による収入増加は見込まない。
その他の取組	実質収支が赤字になるなど、財源が収支計画どおり確保できない場合には、資本費平準化債等の活用について検討する。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	事業の規模や今後の事業量等を考慮すると、本町単独での民間活力の活用については困難であるため、近隣市町村との共同化の検討と併せて検討を行うものとする。
職員給与に関する事項	現在は、町長部局内に組織があり、町全体での職員給与に関する事項を検討した結果を反映するものとしている。
動力費に関する事項	近年の電力料金の動向を踏まえて設定(年2%の上昇)をしているが、設定値を大幅に上回る場合には、収支計画を見直すものとする。
薬品費に関する事項	薬品費は、近年の実績より設定している。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画の策定を行い、ライフサイクルコストの最小化による対応(修繕・改築)を実施する。
委託費に関する事項	委託費は、処理場の運転・維持管理を年間委託しており、処理規模に変更がないため、近年実績を考慮して同程度を見込むものとする。
その他の取組	改築・更新において、設備等を取り替える際には省エネ機器を導入して、経費の削減に取り組むものとする。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	原則として、毎年度の決算終了後に確認(実質収支)を行い、中間年度(平成34年度)には将来の見直しについても、大きく変更がないかを検証して、計画から大幅に乖離が見られた場合には速やかに計画の見直しを実施する。
---------------------	---